

<p>1. 開会 深浦会長</p>	<p>定刻というには遅くなりましたけれども、出席予定の方がお揃いですので、ただ今から「令和5年度第3回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>まず、委員の出欠状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>木場補佐</p>	<p>現在、委員総数15名のうち、公益委員5名、労側委員5名、使側委員5名、計15名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、公益委員の岡田委員については、Webでの参加となりますが、長崎地方最低賃金審議会運営規程第4条第2項により会議への出席に含めることとなりますので申し添えます。</p>
<p>2. 会長挨拶 深浦会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、また夜分にも関わらずご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また専門部会委員の皆様には、長時間のご審議大変お疲れ様でした。</p> <p>さて、本日は専門部会長から専門部会報告を受けた後、長崎県最低賃金の採決を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 専門部 会長報告 深浦会長</p> <p>林部会長</p>	<p>最初の議題は、専門部会報告でございます。</p> <p>専門部会の林部会長から、報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、私から専門部会の審議の経過と結果について、簡単にご説明申し上げます。</p> <p>7月3日に長崎地方最低賃金審議会に諮問されました長崎県最低賃金の改正決定の調査審議につきまして、長崎県最低賃金専門部会に付託され、8月2日の第1回から本日の第4回まで4回に渡って専門部会を開催し、結審に至りました。</p> <p>労側、使側からそれぞれ基本的な考え方の説明をいただき、その後、現下の経済情勢や雇用情勢等を踏まえて、委員の皆様方による真摯なご</p>

議論を積み重ねてまいりました。

その結果、専門部会におきまして、公益見解をお示しした上で採決し、本年度の長崎県最低賃金は、「45円引上げて、1時間898円とする。」との結論に達しました。

以上ご報告いたします。

深浦会長

それでは、事務局から部会報告書について朗読をお願いします。

山本室長

専門部会の「報告書」の写しをお配りしたと思いますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、専門部会報告書につきまして、朗読いたします。

長崎県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年7月3日長崎地方最低賃金審議会から付託された長崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申において、政府に対し、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望、すなわち、業務改善助成金の対象拡大や実効性のある支援の拡充、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化、及び周知等の徹底が、例年以上に多く盛り込まれたところである。

長崎労働局においても今年度の引上げ額は過去最大であり、中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力にあたる影響が大きいことから、業務改善助成金が一層活用されるよう、積極的な周知広報を強く要望する。

また、取りまとめに当たって使用者側委員より別紙2のとおり国に対する要望がなされていることを申し添える。

記、1公益委員代表 林 徹、伊東浩子、深浦厚之、2労働者代表委員 岩永洋一、加世田和志、種村和久、3使用者代表委員 岩崎直紀、岩根信弘、峯下隆久。

別紙1、長崎県最低賃金

1、適用する地域、長崎県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額1時間898円。

5、この最低賃金において賃金に参入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

	<p>6、効力発生の日、法定どおり。</p> <p>別紙2。1、近年最低賃金が大幅に引上げられるとともに、10月上旬に改定発効されていることから、パートタイム労働者等について税制上の扶養控除及び社会保険上の被扶養認定を受けるために就労時間等の調整を行わなければならない状況が事業活動の支障にもなっている。</p> <p>このような状況を解消するために、最低賃金の改定の発効日を1月1日と制度化することについて国において検討することを強く要望する。</p> <p>以上です。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>恐れ入りますけれども、カメラによる撮影は一旦ここまでといたしますので、事務局は報道関係の方に説明をお願いいたします。</p>
<p>木場補佐</p>	<p>申し訳ありませんが、報道のカメラによる撮影を一旦ここまでとさせていただきます。</p> <p>撮影が可能となりましたら、また再びご案内させていただきます。</p>
<p>(2) 長崎県 最低賃金の 改正について 深浦会長</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今の専門部会報告におきまして、長崎県最低賃金は、「45円引上げて、1時間898円とする。」ことが報告されました。</p> <p>これに対しまして、何かご意見等ございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>特になければ、専門部会報告につきまして賛成、反対の順で採決を行いたいと思いますけれど、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、皆様にお諮りいたします。</p> <p>専門部会での結論、長崎県最低賃金は、「45円引上げて、1時間898円とする。」ことについて、まず賛成の方、次いで反対の方の挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、まず、賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>

各委員	<挙手>
深浦会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続きまして専門部会の結論、長崎県最低賃金は、「45 円引上げて、1 時間 898 円とする。」ことについて反対の委員の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<挙手>
深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から採決の結果を報告してください。</p>
木場補佐	<p>それでは、採決の結果をご報告します。</p> <p>採決の際の委員の出席は、会長を含めて 15 名でございました。会長は最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、可否同数のときに裁決権を持っていることから委員として採決に加わらないとされており、会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。</p> <p>その結果、採決の基礎数は 14 名。</p> <p>賛成が 9 名、反対が 5 名。</p> <p>よって、賛成多数となりましたことを報告いたします。</p>
深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>採決の結果、賛成が 9 名、反対 5 名ということになり、賛成多数により長崎県最低賃金は、「45 円引上げて、1 時間 898 円とする。」ことを決定したいと思います。</p> <p>それでは、効力発生日につきまして、事務局から説明して下さい。</p>
山本室長	<p>効力発生日につきましては、専門部会報告書の「法定どおり」であれば、10 月 13 日が最短の法定効力発生予定日となります。</p> <p>以上です。</p>
深浦会長	<p>10 月 13 日これが、最短の効力発生日であることが説明されましたけれども、法定どおりの発効日でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
深浦会長	<p>では、異議がないものと認めます。</p> <p>それでは、本審議会から長崎労働局長に対し答申いたしますが、答申</p>

	<p>案を事務局より委員の皆様方にお配り下さい。</p> <p>ここからは、撮影のほう可能となります、よろしく申し上げます。</p> <p><答申（案）を各委員に配付></p>
<p>深浦会長</p>	<p>行き渡りましたでしょうか。</p> <p>只今、お配りしました答申案は、専門部会報告書と同様の内容となっております。</p> <p>ご了承いただければ、この内容で労働局長に対して答申いたしますけれどもよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>では、この内容で本審議会より長崎労働局長に対し答申することといたします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>それでは、会長及び局長は中央にお願いいたします。</p> <p>なお、撮影していただいて構いませんけれど、中央には入らないようにお願いします。</p>
	<p><会長と局長が中央に移動></p>
	<p><会長が答申文読み上げ></p>
<p>深浦会長</p>	<p>長崎労働局長 小城 英樹殿、長崎地方最低賃金審議会会長 深浦厚之。</p> <p>長崎県最低賃金の改正決定について（答申）、長崎地方最低賃金審議会は、本年7月3日、長崎労働局長から、「長崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けまして、調査審議を重ねた結果、「長崎県最低賃金を45円引上げて、1時間898円」とするよう答申いたします。</p>
	<p><会長より局長へ答申文を手交></p>
<p>深浦会長</p>	<p>ここで、労働局長からご発言があるとのことですので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>小城局長</p>	<p>ただいま会長から令和5年度の長崎県最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきました。</p>

本年は、7月3日に諮問をさせていただきまして、8月2日に中央最低賃金審議会の目安答申を伝達し、その後、専門部会の委員の皆様を中心に、慎重かつ丁寧なご審議を賜りました。

この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、本日は夜分遅くまで熱心なご議論をいただきましたこと、感謝申し上げます。

今後、労働局といたしましては、本日いただきました答申を踏まえまして、最低賃金の改正にかかる所要の手続きを進めてまいります。

改正された最低賃金の周知徹底、業務改善助成金をはじめとする中小企業・小規模事業者の賃金引上げに関する支援策の周知と活用促進につきましても、全力を挙げて取り組む所存でございます。

委員の皆様方には、引き続き審議会の運営につきまして、さらなる御協力を賜りますようお願いいたしまして、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(3) その他

深浦会長

それでは、今後の事務手続き等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

山本室長

ただ今、答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づきまして、本日付けで答申内容の公示を行い、15日間異議の申し出を受け付けますと、異議申出締切日が9月1日（金）となりますので、この間に異議申出があった場合には、異議申出締切日の翌開庁日であります9月4日（月）午前9時から第5回本審を、この会議室におきまして開催したいと思います。

なお、当初予定していましたが8月28日（月）の第4回本審につきましては、まだ異議申出期間が満了しておりませんので、異議申出に関する審議は行えませんが、第2回本審で決定していただきましたように、特定最低賃金の改正の必要性のご審議をこの日に行っていただく予定にしております。

その上で、改めまして異議申出がありました場合は、先程申し上げましたように9月4日（月）午前9時から、この会議室におきまして第5回本審を開催したいと思っております。

その後、官報公示等の事務処理を最短で行った場合、10月13日が法定発効予定日となります。

今後、このような手続きで進めてまいりたいと思っております。

<p>深浦会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、異議の申出があった場合は9月4日（月）午前9時から、この会議室におきまして第5回本審の開催を予定しております。</p> <p>只今、説明がありましたように、当初予定しておりました今月28日の第4回本審については、異議に関する審議は行えませんが、第2回本審で決定していただきました特定最低賃金の改正の必要性の審議を行っていただくこととなりますのでご留意ください。</p> <p>その他、最後になりますけれども、今年度の最低賃金の審議につきまして、何かご意見があれば最後に承りたいと思いますけれども、労側何かございますか。</p>
<p>労働者側委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>使側の方も。</p>
<p>使用者側委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、特にご意見等がないようであれば、事務局説明の日程で本年度の長崎県最低賃金の改正が進められることとなります。</p> <p>なお、この会議の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>長い時間を要しましたがけれども、皆さまのご協力をいただきまして、無事結審することができました。</p> <p>長期間に渡りまして円滑なご審議、そして非常に真摯な議論をいただいたと感じております。</p> <p>改めて皆様にお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の審議会は閉会といたします。</p> <p>夜分、長時間に渡りありがとうございました。</p>